

当院は、令和7年4月1日より、紹介受診重点医療機関として公表されました。

「初診に係る保険外併用療養費」について

- 紹介受診重点医療機関には【特別の料金】の徴収が義務付けられています。
- 現在、紹介状をご持参なく受診した場合には初診時の保険外併用療養費として2,200円を徴収させて頂いておりますが、令和7年4月1日より、下記のとおり【特別の料金】をご請求させていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

	初診	再診
令和7年4月～	7,700円	3,300円
現在	2,200円	0円

(税込み)

「患者さんへ」ご協力のお願い

- 当院は紹介受診重点医療機関として、かかりつけ医との役割分担により、専門的な検査や入院治療、救急医療を必要とする患者さんの治療を担います。
- そのため、急性期疾患の治療後で状態が安定している患者さんは連携している診療所・クリニック等で診療をお願いしております。
- 患者さんにおかれましては、まずは地域のかかりつけ医療機関を受診していただき、専門的な検査や治療が必要と判断された場合に、紹介状を持って当院を受診していただくよう、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

Q&A（よくあるご質問）

Q1.紹介受診重点医療機関とは何ですか？

医療法に基づき令和4年度から行われている外来機能報告を踏まえ、「地域の協議の場」において協議を行い、紹介患者への外来を基本とする医療機関として都道府県が公表した病院です。

Q2.初診時の【特別の料金】とは？

一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じていることから、国の方針として、まずはお住まいの地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受けて、専門的な医療等を行う医療機関を受診するとともに、状態が落ち着いたら地域の医療機関に戻っていただくことを推奨しています。

そのため、国の制度により、外来機能の明確化・連携を進める観点から、初診時に他の医療機関からの紹介状を持たずに、許可病床200床以上の紹介受診重点医療機関を受診する場合に、医療費とは別にご負担いただくことが義務づけられた費用です。

患者さんの負担額は以前よりも増加しますが、負担増分については当院に対して支払われる保険給付から、一定額が差し引かれることとなります。

紹介受診重点医療機関認定に伴う、選定療養費【特別の料金】説明資料

Q3.なぜ【特別の料金】を支払わなくてはならないのですか？

一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じています。まずはお住まいの地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受けて、専門的な医療等を行う医療機関を受診するとともに、状態が落ち着いたら地域の医療機関に戻っていただくことが重要です。このため、国の制度により、外来機能の明確化・連携を進める観点から、一定規模以上の対象となる病院においては、紹介状を持たずに外来受診する患者等から、一部負担金（3割負担等）とは別に、【特別の料金】を徴収することとしています。

Q4.紹介状を持参しないと、受診ができませんか？

紹介状がなくても診察は受けられますが、その場合は診察料とは別に、【特別の料金】をご負担いただくこととなります。

また、紹介状は初診時の診察前に提示していただく必要があります。診察後に提示された場合は免除されませんし、後日お持ちいただいても、ご返金の対応は行っておりません。

※一部診療科は完全予約制となっていますので、ご注意ください。その場合は紹介状の他に、前医より診療予約をお願いしております。

※同日に2つの診療科を紹介なしに初診として受診する場合は、受診された両方の診療科で【特別の料金】をご負担いただきます。

Q5.初診とは？

初診とは、「新たな傷病に対する診療」を指し、国によりおもに次のいずれかに該当する方と定められています。

- ① 当院を初めて受診する場合
- ② 過去に当院を受診したことがあっても、その傷病に係る診療が終了している場合
- ③ 当院での診療を患者さんの都合で中止し、一定期間以上経過した後に診療を受ける場合

「数年前に風邪で受診したことがあり、診療券もある方が、腹痛で来院」の場合。

過去に当院を受診したことがあっても、その傷病への診療が終了しているため、「新たな傷病に対する診療」となり、紹介状をお持ちではない場合は【特別の料金】をご負担いただきます。

Q6.別の病院へ紹介された場合、もう受診できない？

紹介先の医療機関の医師とご相談いただき、当院での治療が必要と判断された場合には、紹介状をご準備いただいたうえで受診をお願いします。

なお、紹介状のご持参がなく、ご自身の判断で当院を受診された場合には、再診時の【特別の料金】を診療費の他に負担いただきます。（※症状が急に悪化するなどして当院の救急外来を受診された場合は、対象外。）

Q7.現在当院で通院中の方の場合

①当院医師の指示のもと、通院治療中の場合は、お支払いいただく必要はありません。

※ 院内紹介なしに、ご自身の判断で他科を受診される場合には、初診の【特別の料金】が発生しますので、ご注意ください。

②当院医師の指示のもと、受診日を予約している場合は、期間にかかわらず、お支払いいただくことはありません。ただし、きちんと次回予約について当院の医師とお話ください。

※ 予約日にご来院できなかった場合、必ず予約変更のご連絡をお願いいたします。一定期間以上経過した場合、前述の『患者さんが任意で治療を中断した』と判断させていただきます。

③症状が安定し、当院から他の医療機関にご紹介の後に、患者さんの希望で引き続き当院を受診する場合、受診の都度、再診時の【特別の料金】をご負担いただくこととなります。

※ 再診時の【特別の料金】は、診療科単位で徴収します。

紹介受診重点医療機関認定に伴う、選定療養費【特別の料金】説明資料

Q8.【特別の料金】を請求されないケースは？

医療機関が【特別の料金】を求めはならない患者	初診 再診 共通	① 救急の患者 ② 国の公費負担医療制度の受給対象者 ③ 地方単独の公費負担医療の受給者 (事業の趣旨が特定の障害、特定の疾病等に着眼しているものに限る) ④ 無料低額診療事業実施医療機関における当該制度の対象者 ④ エイズ拠点病院におけるHIV感染者
医療機関が【特別の料金】を求めなくてもよい患者	初診	① 自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者 ② 医科と歯科との間で院内紹介された患者 ③ 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者 ④ 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診する患者 ⑤ 外来受診から継続して入院した患者 ⑥ 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者 ⑦ 治験協力者である患者 ⑧ 災害により被害を受けた患者 ⑨ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療(妊婦含む)の患者 ⑩ その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者 (※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、自己都合により受診する場合を除く)
	再診	① 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診する患者 ② 外来受診から継続して入院した患者 ③ 災害により被害を受けた患者 ④ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療(妊婦含む)の患者 ⑤ その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者 (※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、自己都合により受診する場合を除く)

【厚生労働省】 紹介受診重点医療機関について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00003.html